

論文の内容の要旨

論文題目 フランスにおける産業と福祉 1815-1914

氏名 齊藤 佳史

本論文の目的は、1815年から1914年までのフランスの工業化を社会的保護の視角から解明することにある。これまでの研究史において、フランス資本主義の歴史像は経済発展と社会保障整備の観点から「二重の遅滞」の評価を与えられて以来、今日に至るまで変貌を遂げてきた。本論文はフランス産業の革新性を「生産拡大と福利拡充の両立」への指向性として新たに捉え直し、基本的分析視角として次の二つの論点を提起している。第一の論点は工業化・社会的保護の展開と市場経済原理の関係である。工業化・社会的保護の展開は、市場経済原理をめぐる思想・実践といかに連関づけられるのか。また、産業界はいかに市場経済原理に対応し、その動向は当時の思想潮流といかに結びついていたのか。第二の論点は生産・福祉の展開局面における産業界と国家の関係である。工業化過程において、産業界は生産活動や社会的保護の領域における国家介入をいかに理解し、国家といかに関わったのか。また、生産と福祉をめぐる産業界と国家の関係は、思想的観点からいかに把握されるのか。

まず、第一の論点の「工業化・社会的保護の展開と市場経済原理」について述べる。

工場制度が進展しつつあった19世紀前半において、市場経済原理の修正に向けた産業界の自発的行動を表現したのが1841年児童労働法である。児童労働規制は、適正利潤形成の観点から公正で安定的な自由競争秩序を追求するアルザス産業界の意向を反映していた。ただし、19世紀の市場規範は、本質的には生産活動における自己規制的な慣行によって支えられていたから、児童労働規制よりも直接的な市場規制措置が講じられることはなかった。

さらに、七月王政期の社会問題は、産業界に市場経済の社会的弊害を認識させ、改善策を模索させるに至った。ミュルーズ工業協会は労働者の貧困現象を市場経済との連関で捉えた上で、労働者のモラル化や生存保障を奨励したから、児童労働保護を労働者階層安定化の契機と見做した。他方、議会で児童労働法案推進の先頭に立った社会カトリシズム勢力は、工業化抑制や農村復興を念頭に置きつつ、工業労働に内在する弊害の是正を訴え、市場経済の修正に基づく労働者福祉への配慮を示した。アルザス産業界と社会カトリシズム勢力は、工業労働に関する評価の相違を示しながらも、ポリティカル・エコノミーへの批判的見解を共有していた。ゆえに、1841年法の実現過程の内には、七月王政期における社会的経済の萌芽が看取され得る。

復古王政期から第二帝政期までのアルザス地方において、労働者福祉を実質的に担ったのは、産業界主導のパテルナリズムである。パテルナリズムを実践するアルザス産業界は、

福利事業を梃子に労働力の安定的調達や規律化を推進しつつ、積極的な技術革新と生産拡大を追求した。しかし他方で、産業界は労働者のモラル・エコノミー的規範にも配慮せねばならなかったから、市場経済の展開に伴い、労働者の生存保障に対応した諸制度を整備することになった。

第三共和政期の社会問題は、パテルナリズムの新たな展開をもたらした。パテルナリズムは労働者の生活上の必要性に応える点でモラル・エコノミー的規範を継承しつつ、社会問題への対応として階級協調や共和政維持の機能を付加していった。例えば、ロレーヌ地方の製鉄企業ポン＝タムソン社は、1905年ストライキの後、言説と福利事業に基づくパテルナリズムを本格的に推進し始めた。すなわち、労働者のモラル化や生存・雇用保障を通じて、パテルナリズムは企業における労使協調体制の構築や公共性の創出を目指した。

産業福利事業を社会改革の思想・実践と積極的に関連づけたのは、ル・プレュ学派のパトロナージュ論である。ル・プレュのパトロナージュ論は、伝統的社会秩序観から「富の創出」よりも「福祉の分配」を重視しつつ、イギリス由来の市場経済原理を批判する点で、七月王政期の社会的経済の思想的系譜を引いていた。1867年パリ万博はパトロナージュを新褒賞部門の軸とすることで、産業福利事業に社会的承認を与えるとともに、潜在的には社会的経済を社会改革に適用する試みとしての意義を有していた。さらに1889年パリ万博の社会的経済展覧会は、社会的経済を生存保障制度の包括的概念として認知し、第三共和政の統治技術と結びつけるに至った。1889年パリ万博でのシェイソンの活動を通じて、企業福利制度は社会的経済の中に公式に位置づけられ、第三共和政における社会的機能を獲得した。

他方、19-20世紀転換期には、ブルジョワに導かれた連帯主義が、第三共和政の労働・社会政策理念として台頭し始めていた。連帯主義は労働局のような行政機関の中枢に浸透しつつ、労災補償制度の導入にも思想的影響を及ぼした。連帯主義は経済的自由放任主義と集産主義の双方を峻拒し、相互化やアソシアシオンに媒介される公的秩序を志向したから、1900年パリ万博の社会教育国際会議では社会的経済と理念的に結合した。連帯主義とパトロナージュ論の間には、社会的権利・義務に関する認識の相違が存在したものの、社会的経済を結節点として社会改革実践面での相互接近が実現することになった。

次に、第二の論点である「生産・福祉の展開局面における産業界と国家」について述べる。

1841年児童労働法は生産と福祉の両面における産業界と国家の関係を考える上で示唆に富んでいる。まずミュルーズ工業協会は、工業危機に対応した企業間競争秩序の構築に合致する限りにおいて、国家による児童労働規制を自発的に提起した。国家に強力な市場規制の権限は委ねられなかったが、自由競争に対する国家介入の補完的役割は産業界において整合的に認識されていた。他方で協会は七月王政期の社会問題を危機的に捉え、労使協調体制を奨励し始めた。社会問題に対応した企業内秩序の構築に直結する点で、児童労働

の法制的規制をめぐる国家の介入は容認された。ただし社会的保護への関与形態を見るならば、1841年法はアルザス産業界が福利事業の一部を例外的に国家に委譲した事例にすぎなかった。

産業界と国家の関係においてパテルナリズムの社会的位置を規定したのは、官僚制や労働・社会立法に関わる動向である。それらの国家介入に対して、産業界は福利事業を梃子に労働者の生存を保障し、個人と国家の中間領域における公共性創出の主体として現れ始めた。福利事業は社会の公益的問題と密接に関連していたから、しばしば個別企業の枠組みを越えた協同組織によって担われ、「産業界の自立性」や「官僚制への対抗」といった理念に支えられた。

思想的見地に立つならば、ル・プレエ学派もまた、中間集団再編に向けて国家の役割を最小限に抑えようとした。ル・プレエは大衆的貧困の原因を経済的自由放任主義に求めたが、その解決を国家には委ねなかった。社会的権威によるパトロナージュが最善の介入形態と認識され、大衆的貧困への全面的な国家介入や官僚制は厳しい批判の対象とされた。シェイソンも国家的統制に対するパトロナージュの優位を認めたが、調査の実施、児童・婦人の保護、衛生問題への関与、相互扶助組織の支援に関しては国家の役割を期待していた。

第三共和政下の産業界と国家の関係を労働・社会立法の実態面から捉えるならば、産業界の実情に配慮した緩やかな介入形態が観察された。労災補償法案の議会審議では、労使間の負担バランスを反映した定率填補制が採用されるとともに、任意保険制度の下で既存の相互扶助組織の継続が承認された。また1906年週休法特例事項の作成に関して、労働局は鉄鋼業界の意向を大幅に受け入れ、現状維持を選択した。しかし他方で、産業界と労働監督局の間では、生産現場の安全対策や週休法の適用など、社会的保護の主導権をめぐる持続的な緊張関係が生み出された。労働監督局は専門的な技術官僚によって構成される職能集団であったから、労使双方との距離を置きながら、独自の視点から労働問題への関与を深めていった。

19-20世紀転換期の社会改革潮流において、産業界と国家の関係は、私的イニシアティヴと国家介入の調和性という文脈で絶えず問い直された。かかる諸関係を思想的観点から理解する場合、鍵となるのはパトロナージュ論と連帯主義の交錯状況である。

例えば1891年設立の労働局は、国家介入に関する二つの異なる見解に支えられていた。シェイソンはパトロナージュに基づく私的イニシアティヴを優先させつつも、労働統計精緻化の原則において、労働局を通じた国家介入を容認した。これに対してフォンテーヌは、連帯主義の影響の下で、分業社会における異質な要素の連帯の実現に国家介入の主要な根拠を見出した。

1898年労災補償法においても、二つの異なる立場からの関与が看取された。シェイソンは労災補償対策を雇主の自発性に委ね、保険の担い手を共済組合や地域金庫などの私的任

意団体に求めた。他方、ブルジョワは利益とリスクの相互化に「公正」の規準を見出し、労災補償法制定を社会的リスクに対する集団的保険組織化の一大契機と見做した。労災補償制度に関してシェイソンとブルジョワの間には認識の隔たりが存在したものの、相互扶助原理に基づく自律的な中間団体を志向する点では一致が見られた。

19-20世紀転換期に登場した労働生理学は、生産と福祉の相互連関を射程に収めつつ、産業界と国家の関係を独自の視角から捉え直した点で注目に値する。労働生理学者は労働局や労働監督局と連携し、職業的疲労に関する研究を通じて、労働時間規制に科学的根拠を与えた。さらに労働生理学者は、8時間労働の合理性を主張するとともに、労働時間規制の先に機械化推進や労働生産性上昇を展望していた。この時期の労働生理学は萌芽的段階にあったとはいえ、労災問題・労働時間短縮・経済近代化という三つの要素が連関づけられることで、自由主義経済における国家介入は新たな角度から整合的に把握されるに至った。